

会員の入会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「当法人」という。）定款第8条に基づき同第7条第1号で定める正会員及び第2号で定める賛助会員の入会について定めるものとする。

(入会基準)

第2条 個人正会員となろうとする者は、都道府県行政書士会の個人会員で、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 別に定める入会前研修を受講し、効果測定に合格すること。
- (2) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 都道府県行政書士会から過去5年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (4) 都道府県行政書士会から過去2年間品位の保持等の理由により勧告もしくは指導を受けていないこと。
- (5) 都道府県行政書士会会費の会費滞納者リストに過去2年間登載がないこと。
- (6) 当法人が提携又は委託する成年後見賠償責任保険に加入済み、または当法人への入会申込と同時に加入申込をおこなうこと。
- (7) 当法人または支部の活動及び運営に著しく支障をきたすおそれのある者でないこと
- (8) その他当法人の目的に照らして、その妨げとなるおそれのある者でないこと。

2 法人正会員となろうとする者は、行政書士法人で、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 後見業務を行うことを当該法人の目的としていること。
- (2) 後見業務を行う事務所ごとに、当法人の個人正会員である社員を1名以上置くこと。
- (3) 都道府県行政書士会から過去5年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (4) 都道府県行政書士会から過去2年間品位の保持等の理由により勧告もしくは指導を受けていないこと。
- (5) 当法人が提携又は委託する成年後見賠償責任保険に加入済み、または当法人への入会申込と同時に加入申込をおこなうこと。
- (6) 都道府県行政書士会会費の会費滞納者リストに過去2年間登載がないこと。
- (7) 当法人または支部の活動及び運営に著しく支障をきたすおそれのある者でないこと。
- (8) その他当法人の目的に照らして、その妨げとなるおそれのある者でないこと。

3 賛助会員となろうとする者は、次の各号のすべてを満たす者でなければならない。

- (1) 当該会員が行政書士である場合は、行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。
- (2) 当該会員が行政書士である場合は、都道府県行政書士会から過去5年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (3) 当該会員が行政書士である場合は、都道府県行政書士会から過去2年間品位の保持等の理由により勧告もしくは指導を受けていないこと。
- (4) 当該会員が行政書士である場合は、都道府県行政書士会会費の会費滞納者リストに過去2年間登載がないこと。
- (5) 当法人または支部の活動及び運営に著しく支障をきたすおそれのある者でないこと。

- (6) 成年後見業務を行わず、当法人に入会後に成年後見業務を行う場合には正会員となることを誓約すること。
- (7) その他当法人の目的に照らして、その妨げとなるおそれのある者でないこと。

(入会申込書類)

第3条 個人正会員となろうとする者は、次に定める書類を当法人に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 都道府県行政書士会の証明書（様式第3号）
- (4) 住民票の写し
- (5) 行政書士証票の写し
- (6) 成年後見にかかる損害保険加入申告書（様式第4号）
- (7) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- (8) その他都道府県行政書士会との協定書に基づき提出を要する書類

2 法人正会員となろうとする者は、次に定める書類を当法人に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書（様式第1号の2）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 都道府県行政書士会の証明書（様式第3号の2）
- (4) 法人登記事項証明書
- (5) 行政書士証票の写し
- (6) 成年後見にかかる損害保険加入申告書（様式第4号）
- (7) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- (8) その他都道府県行政書士会との協定書に基づき提出を要する書類

3 賛助会員となろうとする者は、次に定める書類を当法人に提出しなければならない。ただし、第4号から第6号は、申込者が行政書士又は行政書士法人である場合に限り提出を要する。

- (1) 入会申込書（様式第1号の3）
- (2) 誓約書（行政書士又は行政書士法人である場合は様式第2号の2、その他の場合は様式第2号の3）
- (3) 法人登記事項証明書（法人である場合）
- (4) 都道府県行政書士会の証明書（個人行政書士である場合は様式第3号、行政書士法人である場合は様式第3号の2）
- (5) 行政書士証票の写し
- (6) その他都道府県行政書士会との協定書に基づき提出を要する書類

(審査手続)

第4条 当法人は、正会員又は賛助会員となろうとする者からの申し込みがあった場合、速やかに審査手続を行い、理事会の承認を得るものとする。

2 審査手続については、理事会が別に定める。

(入会の可否に関する通知)

第5条 入会の手続きをした者について、入会の申し込みを認めない場合は、速やかにその理由を付した書面により本人に通知しなければならない。

2 理事会の承認を得た入会希望者に対しては、入会を認める旨の通知を発する。その際、個人正会員には会員証を交付する。

(再入会)

第6条 当法人を退会した者が再入会を希望するときは、第3条に定める入会申込書類をあらためて提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、再入会をすることができない。

- (1) 定款施行規則第11条第1号の処分を受けて1年を経過しない者。
- (2) 定款施行規則第11条第2号の処分を受けて、会員資格停止期間終了の翌日から1年を経過しない者。
- (3) 定款施行規則第11条第3号の処分を受け、当法人を退会してから5年を経過しない者。
- (4) 定款施行規則第11条第4号の処分を受けた者
- (5) 当法人の会費の納入を継続して1年以上怠ったとして会員資格を喪失し3年を経過しない者。
- (6) 成年後見賠償保険の加入を継続して1年以上怠ったとして会員資格を喪失し3年を経過しない者。

3 当法人は、再入会を認める会員に対し、理事長が必要な研修の受講を課すことができる。

(規定外事項)

第7条 この規則に定めのない事項については、理事会が定める。

附 則

1 本規則は、平成22年9月2日から施行する。

2 削除

附 則

本規則は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

本規則は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

本規則は、平成29年9月12日から施行する。

附 則

本規則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則

本規則は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

本規則は、令和2年4月30日から施行する。